

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(1月分)

■令和7年1月1日～令和7年1月31日

令和7年1月31日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<公益通報者保護制度:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月15日	公益通報者保護法の適切な改正を求める意見書	東京弁護士会 会長 上田智司	<p>■「事業者における体制整備の徹底と実効性の向上」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者指定義務の違反事業者への対応…従事者指定義務について、命令権や立入検査権を規定して、是正すべき旨の命令を行っても違反が是正されない場合に刑事罰を科すとの検討会意見に賛成する。ただしそれ以外の体制整備義務についても、刑事罰の対象とはしないものの、命令権、立入検査権の対象とはすべきである。 ・体制整備義務の対象となる事業者の範囲拡大…常時使用する労働者の数が300人以下の事業者、具体的には常時使用する労働者の数が100人超の事業者までを少なくとも義務の対象とすべきと考える。 <p>■「公益通報を阻害する要因への対処」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益通報者を探索する行為の禁止…公益通報者の探索行為を禁止する規定を設けるとの検討会意見に賛成する。ただし罰則の規定は慎重に検討すべきとしているところ、これには反対である。通報者探索行為は、行政措置又は刑事罰の導入により厳格な抑止が図られるべきである。 ・公益通報を妨害する行為の禁止…公益通報を妨害する行為を禁止しこれに反する契約締結等の法律行為を無効とすべきとの検討会意見に賛成する。ただし罰則規定の導入を必要に応じて検討すべきとの検討会意見には反対する。公益通報妨害行為は行政措置又は刑事罰の導入により厳格な抑止が図られるべきである。 ・公益通報のために必要な資料収集・持ち出し行為の免責…民事免責は規定すべきであり、刑事免責については、公益通報の為に必要な資料収集・持ち出し行為が刑法第35条の正当行為に該当することを注意的に明文化して規定すべきである。 ・公益通報の刑事免責…公益通報者保護法に基づく適正な「公益通報」(法第2条第1項)行為は、刑法第35条の正当行為に該当することを注意的に明文化して規定すべきである。 ・濫用的通報者への対応…濫用的通報者や虚偽通報に対する罰則を設ける必要は無い。 <p>■「公益通報を理由とする不利益な取扱い(報復)の抑止・救済」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不利益な取扱いの抑止…不利益取扱いの禁止規定に違反した場合に刑事罰を規定すべきとの検討会意見に賛成する。ただし刑事罰の対象範囲について、解雇及び懲戒のみならず、配置転換、人格権侵害と評価しうる程度のハラスメント、退職勧奨等も含めるものとして検討されるべきである。また、配置転換、人格権侵害と評価しうる程度のハラスメント、退職勧奨等も含めることを前提に、間接罰方式が相当である。 ・不利益な取扱いからの救済…「公益通報を理由とすること」の立証責任の転換(転換する場合の期間制限は公益通報から1年間)との検討会意見には賛成するが、転換の対象となる不利益な取扱いの範囲は解雇及び懲戒のみならず、配置転換、人格権侵害と評価しうる程度のハラスメント、退職勧奨等を含めるべきである。また、通報者の早期の救済措置として、ADR(裁判外紛争解決手続)の創設等も含めて検討すべきである。 ・不利益な取扱いの範囲の明確化…配置転換やハラスメント等が含まれることを法律で明記すべきである。 <p>■「その他の論点」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通報主体や保護される者の範囲拡大…フリーランスに対する公益通報を理由とした不利益な取扱いを禁止すべきとの検討会意見に賛成するが、不利益な取り扱いに対する刑事罰を導入すべきである。また、法人の取引先も保護対象とすべきである。退職者については、1年の期間制限を撤廃し、全ての退職者を保護対象とすべきである。 ・権限のある行政機関に対する公益通報(2号通報)の保護要件の緩和…弁護士を代理人として選任した場合には、匿名による通報でも2号通報の要件を満たしたものとして保護すべきである。
1月24日	公益通報者保護制度検討会報告書をふまえた確実な法改正を求めます！	市民のための公益通報者保護法の抜本的改正を求める全国連絡会	<p>政府は、消費者庁の「公益通報者保護制度検討会」が取りまとめた報告書を基本的にふまえた改正法案を今通常国会に速やかに提出するとともに、国会において充実した審議を行ったうえ、確実に法改正を実現するよう求める。その際、同報告書で今後の課題とされている事項についても、通報者保護の実効性向上に資するものについては、以下の点を含め、可能な限り改正法に盛り込むよう要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配置転換その他の嫌がらせ等、同報告書において刑事罰導入の対象とされている解雇・懲戒以外の不利益取扱いや、通報者を探索する行為についても、構成要件の明確性を確保しながら刑事罰の対象とすること。 2 配置転換その他の嫌がらせ等の不利益取扱いについても、立証責任を転換すること。 3 公益通報のために必要な資料収集・持出行為を一定の要件の下で免責すること。

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から3件の意見等が寄せられました(内訳:取引・契約関係:1件、表示関係(食品表示を除く):1件、その他:1件)。

寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。